

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和8年3月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康医療 政策課	248-6004	健康管理システム運用保守業務	日本コンピューター株式 会社	3,300,000	R8.3.9	<p>本業務は、成人保健、母子保健、予防接種等の業務支援を行うための「健康管理システム」を円滑かつ継続して使用することを目的として運用保守を行うものである。そのためには、システムの構成全体を把握し、プログラムの作成、変更等の詳細な手順や設定など、当該システムに係る高度かつ詳細な知識及び技術が不可欠である。よって開発業者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りやもれが生じること、また処理の誤りによるがん検診・特定健診など成人保健、乳幼児健診など母子保健、予防接種の対人保健業務と育成医療及び養育医療の医療給付業務の情報連携の遅延や停滞が発生し、保健衛生業務に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上より、詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは当システムを開発・導入した日本コンピューター株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	